

事 業 報 告 書
 (自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 美崎ファミリークリニック
 ① 財団 社団 (■出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 ■その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大津市美崎町2番22号
- (3) 設立認可年月日 平成27年 3月 3日
- (4) 設立登記年月日 平成27年 3月19日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 美崎ファミリークリニック 【大津から指定管理者として指定を受けて管理】	2510107150	大津市美崎町2番22号	[0]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 6月30日 事業報告及び決算書類承認の件
 令和 5年 6月30日 次年度収支予算案及び事業計画承認の件
 令和 5年 6月30日 理事全員及び監事任期満了による改選の件

様式2

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック

※医療法人整理番号 00456

所在地 大津市美崎町2番22号

財 産 目 錄
(令和6年4月30日現在)

1. 資 産 領	393,814 千円
2. 負 債 領	19,587 千円
3. 純 資 産 領	374,227 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	322,423
B 固定資産	71,391
C 資産合計 (A+B)	393,814
D 負債合計	19,587
E 純資産 (C-D)	374,227

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック
 所在地 大津市美崎町2番22号

※医療法人整理番号 00456

貸 借 対 照 表

(令和6年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	322,423	I 流動負債	19,587
II 固定資産	71,390	負債合計	19,587
1 有形固定資産	43,064		
3 その他の資産	28,326	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 基 金	25,478
		II 積立金	348,749
		純資産合計	374,227
資産合計	393,814	負債・純資産合計	393,814

法人名 医療法人 美崎ファミリークリニック
 所在地 大津市美崎町2番22号

※医療法人整理番号 00456

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 5 月 1 日 至 令和 6 年 4 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		204,550
2 事業費用	135,325	135,325
(1) 事業費		
本来業務事業利益		69,226
事業利益		69,226
II 事業外収益		
受取配当金	1	
受取利息	2	
他の医業外収益	1,269	1,272
経常利益		70,498
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,265	
貸倒引当金戻入	150	1,415
V 特別損失		
固定資産圧縮損	370	370
税引前当期純利益		71,543
法人税、住民税及び事業税負担額		18,711
当期純利益		52,832

監事監査報告書

医療法人 美崎ファミリークリニック
理事長 樋口 博一 殿

私は、医療法人 美崎ファミリークリニックの令和 5 会計年度（自 令和 5 年 5 月 1 日から至 令和 6 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 28 日

医療法人 美崎
監事 原田 嘉美

ニック